

奨学金給付規程

第 1 章 総則

第 1 条（目的及び定義）

この規程は、一般財団法人A Tグループ財団（以下、「当財団」という。）が支給する奨学金（以下、「奨学金」という。）の給付等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

- 2 奨学金は交通事故で死亡した者、又は著しい後遺障害が存する者の子女等で、経済的に困難に直面している子供やその家庭を支援することで、子供たちが自信を持ち、未来に向かって自分らしい人生を歩むことのできる社会を実現することを目的とする。
- 3 この規程において、「奨学金」とは、奨学生に給付する学資金をいい、「奨学生」とは、当財団から奨学金の給付を受ける者をいう。

第 2 条（奨学生の資格）

当財団の奨学生となる者は、以下に該当する者とする。

- （1）保護者が交通事故で死亡、又は重度の後遺障害者*となった家庭の児童・生徒・学生

* 重度の後遺障害の程度（いずれか一つに該当）

- ① 身体障害者福祉法施行規則別表第5号（身体障害者手帳）の1級から4級
- ② 自動車損害賠償保障法施行令別表第1及び第2の第1級から第7級
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 45 条の実施要領（精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準）の第1級から第3級

- （2）愛知県に在住する満22歳以下の小学生、中学生、高等学校生、高等専門学校生、大学生並びに各種学校生とし、日本国籍を有する者、又は永住者（外国籍の留学生は対象外）

※他の奨学金制度を利用する予定の者であっても、応募資格を有するものとする。

第 3 条（奨学金の給付期間及び金額）

奨学金の給付期間（以下、「給付期間」という。）は、受給者が小学校・中学校・高等学校・高等専門学校又は大学等の教育機関に在籍した期間であり、最大で満22歳に達した学年の3月までとする。ただし、代表理事は、海外留学その他の正当な理由により、正規の修了期間中に卒業又は修了できない奨学生から給付期間の延長の申出があった場合、給付期間を延長することができる。

- 2 第1項の期間中に給付する奨学金の額は、理事会が定め、募集要項に記載する。
- 3 奨学金は、返還を要しない。ただし、第15条の規定により、奨学生に対し、給付した奨学金の返還を要求することができる。

第 4 条（選考委員会）

当財団は、奨学生を選定するため、選考委員会を設置する。

- 2 選考委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第 5 条（事業年度）

当財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 2 章 奨学生の採用と奨学金の交付

第 6 条（募集要項）

代表理事は、募集要項を作成し、奨学生の採用人数その他奨学生の採用に関する必要事項を記載する。

第 7 条（奨学生願書等の提出）

奨学金の給付を志願する者は、次の各号に掲げる書類を、当財団に提出する。

① 奨学生願書 兼 推薦書

② 交通事故証明書（以前に発行したものがある場合は写し可）

※証明が受けられない場合には次のいずれか一つを提出してください。

ア 死亡診断書や死体検案書、病院の診断書等で交通事故と確認できるもの（写し可）

イ 交通事故発生時の新聞記事等で日付が確認できるもの（写し可）

ウ 在学学校長又は民生委員による証明書

③ 保護者の所得に関する証明書

④ 戸籍謄本（保護者との関係の確認、保護者の死亡日の確認ができるもの）

⑤ 現住所の確認が出来る書類（住民票、免許証の写し 等）

⑥ 後遺障害の程度を証する書類（次のいずれか一つ、死亡の場合は不要）

ア 身体障害者手帳の写し（1 級～4 級）

イ 精神障害者保健福祉手帳の写し（1 級～3 級）

ウ 事故後間もないなど、手帳や証明がない場合は、病院の「状態や就労不能」が記載された診断書（写し可）

第 8 条（奨学生の採用）

奨学生の採用は、選考委員会の選考を経て、代表理事が決定する。

2 前項の規定により奨学生を決定したときは、その旨を本人及び本人の通う学校に通知するものとする。

3 選考委員会が奨学生の選考に用いる選考基準は、以下の通りとする。

（1）選考基準は、理事会が定める

（2）選考基準に基づく選考の方法、その他必要な事項は、代表理事が別に定める

第 9 条（奨学金の交付）

奨学金は、支給決定後、3ヵ月に一度、月額合計額を奨学生の指定する銀行口座に送金する方法により交付するものとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

2 奨学生は、前項の銀行口座を変更する場合、当財団に対し、書面で通知しなければならない。

第 10 条（奨学金受領書の提出）

当財団は、奨学金の給付を受けた奨学生に対し、その都度、直ちに受領書の提出を求めることができる。

第 11 条（奨学生の更新）

奨学生は、各事業年度において、選考委員会から、奨学金交付の更新（以下、「交付更新」という。）の決定を受けなければならない。

2 選考委員会は、各事業年度の最初の奨学金交付日までに、交付更新の決定を行わなければならない

ない。

- 3 選考委員会は、交付更新できないと判断する者がある場合、その者の氏名及び交付更新できない理由を代表理事に通知する。

第12条（給付期間中の届出）

奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を当財団に届出なければならない。

- （1）留学する場合
- （2）休学、復学、転学又は退学したとき
- （3）停学、その他の処分を受けたとき
- （4）留年又は卒業延期の恐れが生じたとき
- （5）提出書類に変更が生じたとき（メールアドレス、住所 等）

第13条（奨学金の休止又は廃止）

代表理事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合、奨学金の交付を休止又は廃止することができる。

- （1）退学、休学又は長期に欠席するとき
- （2）留年したとき
- （3）傷病などにより成業の見込みがなくなったとき
- （4）学業成績又は品行が不良となったとき
- （5）奨学金を必要としなくなったとき
- （6）上記の他、奨学生として適当でない事実があったとき

第14条（奨学金の復活）

代表理事は、前条の規定により奨学金の給付を休止した者が、奨学金の休止の原因となった事由が解消した後、奨学金の復活を願い出たとき、奨学金の給付を復活することができる。

第15条（奨学金の返還）

代表理事は、奨学生又は奨学生であった者が、第12条に定める届出の義務を故意に怠った場合、又は第13条の各号の一つに該当した場合は、その者に対し、第3条3項の規定にかかわらず、給付した奨学金の全部又は一部の返還を求めることができる。

第16条（奨学金の辞退）

奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

第3章 奨学生の責務

第17条（書類の提出）

奨学生は、当財団が提出を求めた場合、当財団が指定する日までに次の各号に掲げる書類を当財団に提出するものとする。

- （1）成績証明書、保護者の所得に関する証明書
- （2）その他提出の必要があると判断した書類

第18条（その他の責務）

奨学生は、本規程において定めた責務の他に奨学生の地位を理由として特別な責務を負わない。

第 4 章 補則

第19条（制定・改廃）

この規程の制定・改廃は、理事会の決議を経て行う。

第20条（細目）

この規程の実施について必要な事項は、代表理事が定める。

附則 2026年 3 月10日 制定・実施